

# 第23回 秋田市都市緑化推進専門部会

## 議 事 録

日 時：令和2年8月26日（水）

午後2時00分から午後3時40分まで

場 所：市役所5階 第2委員会室

## 第23回 秋田市都市緑化推進専門部会

### 議 事 録

- 1 開催日時：令和2年8月26日（水）  
午後2時00分から午後3時50分まで
- 2 開催場所：市役所5階 第2委員会室
- 3 出席者
  - (1) 秋田市都市緑化推進専門部会委員（委員数10名 出席委員7名）  
高田克彦部会長、星崎和彦委員、渡部高明委員、吉田豊史委員、石川平臣委員、  
佐藤秀治委員、小林晴樹委員
  - (2) 事務局（秋田市建設部公園課）  
保坂正誠公園課長、桜庭竹士施設担当課長、伊藤和紀主席主査、  
大岡義弘主席主査、伊藤史明主査、伊藤優利技師
- 4 次第
  - (1) 開会
  - (2) 委員紹介
  - (3) 部会長あいさつ
  - (4) 議事
    - (1) 保存樹の指定の解除について
  - (5) その他
  - (6) 閉会

司会	<p>本日の専門部会は、委員10名のうち半数以上の7名の委員からご出席いただいておりますので、秋田市都市緑化推進専門部会設置規程第3条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、高田部会長には議長として、会議の進行をお願いいたします。恐れいりますが、議題に入る前に、議事録署名委員、2名をご指名していただきたいと存じます。</p>
高田部会長	<p>議事録署名委員については、本日は、石川委員と佐藤委員にお願いしたいと思います。</p>
石川委員 佐藤委員	<p>(両名、了解)</p>
高田部会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)「保存樹の指定の解除について」、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(議案第1号、諮問事項資料を説明)</p>
高田部会長	<p>ただ今の説明について、資料2と4を見ていただきながら、私の方で確認事項を整理してからご意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず1番ですが、10本あるうちの2本の指定解除をしたいと、その理由は資料2にある要綱の指定解除第6の(2)人や住家に危害を及ぼすおそれが生じたときにあたるということですね。</p> <p>2番は単独の指定で、理由は(1)の枯死にあたりと。</p> <p>3番は2本あるうちの2本で、理由は最初のものと同様に(2)人や住家に危害を及ぼすおそれが生じたときにあたると。</p> <p>4番は単独のアカマツですが、この理由は(4)その他、市長が特に必要と認めたときということによろしいですね。</p> <p>最後5番はまた先ほどと同様に理由は枯死ということで(1)の枯死にあたり、まとめますと、枯死が2件、人や住家への危害を及ぼすおそれが2件、その他として相続に伴う土地売却によるものが1件ということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
A委員	<p>指定別の並木・単独・貴重はどういう分けなのか。</p> <p>また、相続に伴い売却するためというのが、要綱の指定解除第6の(4)にあたるかどうかをこの専門部会で決定するということか。</p>
事務局	<p>こちらで所有者さんから事情等伺っておりまして、協議した結果、相続して売却するということが指定解除の(1)から(3)には該当しませんので、どうしてもやむを得ないと判断して(4)ということと考えております。</p>
A委員	<p>常識的な判断だとは思いますが、これから相続でこういったことがあれば今後どんどん増えてくるのか、そこら辺が気になりました。</p> <p>あと危険な場合に伐採などする場合の費用はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>維持管理には一定の助成制度がありますが、基本的には所有者の自己負担になります。</p>
高田部会長	<p>今3点ありました。</p> <p>まず資料4の一覧表で左から3つ目の指定別というのがあって、並木・単独・貴重と3つの分け方があるが、貴重とはどういった分けなのかということでしたが。</p>
事務局	<p>貴重について明確な決まりは無いが、例えば樹形であったり樹種であつ</p>

	たり珍しいものなどを指定する際に種類分けとして貴重として指定おり、樹林も含め4つに区別しています
高田部会長	<p>2点目はとても重要な根本的なご質問ですが、この専門部会がどこまで審議をするかということで、私の考えとしては、市の判断と解除申請があり、その市の解除の判断が妥当なのか、それとももう少し調べた方が良かったとか意見や条件を述べる場と考えているがどうか。</p> <p>逆に言うと、解除してその後の伐採の話も出ましたが、解除した後その所有者がどういう風にそれを行うかそこまで議論の対象とするということではないということでしょうか。</p>
事務局	はい、そうです。
D委員	<p>諮問されて答申した内容を、この部会の上の審議会で決定するということでしょうか。</p>
事務局	<p>資料1、専門部会の設置についての3、審議会と専門部会の所掌事務の分担等をご覧ください。</p> <p>今日この専門部会で議決し、専門部会の意見として審議会へ報告となり、そして、審議会としては新たな審議・議決を行わず、専門部会からの報告内容を審議会長名で審議会の意見として市長へ答申することとなります。</p>
D委員	<p>指定番号218番のアカマツを無条件で認めてしまえば、いくらでも保存樹が減ってしまう。どう説得してとか、個別の具体内容が分からなければ判断できないので、詳しくお願いしたい。</p> <p>ただ、前例がよくある話ということであればやむを得ないということにもなるかもしれないがどうですか。</p>
高田部会長	<p>保存樹の指定は本人が認めてくれれば良いので極めて分かりやすいが、指定したからといって、保存していく上で何か経済的に手厚くなるというわけでもないでしょうし、保存樹というものの自体をどう今後考えていくかは、資料の4を見ていただくと、指定が昭和49年から始まって243番までありますが、ここ10年20年では数本しか指定していない。</p> <p>ですからD委員が危惧されたような今後出てくる事例としては、おそらくこの解除を、解除にあたるような事例が出てくる。その時にこの部会というよりも市がどこまで言えるのかとなると思う。</p> <p>D委員が言われたとおり本部会としても、妥当かどうかを判断しなければいけないので、どういう経緯があるのかということのも支障のない程度では是非聞かせていただきたい。</p>
事務局	<p>今年の4月に生活上・保守管理上どうしてもということで解除できますかと最初の相談があり、制度の趣旨であるとか、仮に売却するにしても相手方で残してもらえないか、多少剪定してでも残してもらえないかななどを説明しました。</p> <p>制度上絶対解除できないという回答も出来ませんので、どうかご理解願いたいと説明し、また、買手からの問合せも数回ありまして、同様に残せないものかと説明は行いました。</p> <p>しかし、市街地の住宅が密集したこの場所で残していくのは困難だということで、4月から7月までの間で複数回の交渉を続けたものの、やむを得ないという判断であります。</p>
D委員	<p>売主さんの状況は分かりましたが、買手はなんと言っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>買手側にも説明と保存をお願いはしましたが、更地でしか認められない</p>

	とのことだそうです。
D委員	買手の方は条例の趣旨を聞いた上でそう述べているのか
事務局	はい、そうです。
D委員	とすれば、理由をもう少し丁寧に記載すべきでは。 売主さんはやむを得ないので、これだと売主のせいになっているので、買手の都合で、買手が納得しないということですよね。 うちの近所にもイチイの大きいのがありますが、土地を購入した自動車ディーラーが保存樹を残してくれて、保存樹の鑑賞スペースまで設けてくれたケースもあり、もう少し条例の趣旨の啓発が必要ではなかったか。
高田部会長	ただ表現を変えたとしても、これはお願いとして市が説得しているものですので、所有者が条例を理解した上で、個人的な理由で解除してくれとなったときに、市や専門部会なりがそれは認められないと言えるのか。
A委員	それは難しいと思います。裁判になると負けると思いますよ。 所有権は個人が持っているわけですから、それを侵害するということはよほどのことがなければ、この条例の拘束力ではそこまで効力は無いと思います。
高田部会長	現状この保存樹に関する条例がどこまで拘束力があるか、委員の皆さんで理解した上で、これから出てくるであろういろいろな事例に対してももちろん市の担当がご説明してくれていると思うが、その限界があるのも事実。 この事例として、保存樹の所有者だけでなく、ほかに広く保存樹の条例の意味を皆さんに知っていただくということも大事になってくるでしょう。しかし、一件一件の事例の中で、説明を尽くしても個々の事情でどうしてもというのも一方で事実であり、あとはこの記述の仕方ですよ。 後々の事例で当然出てくることにはなりますが、ただ買う方の事情でというのもどうかとは。
D委員	一方的に売主さんの意向でとなくなっていますが、例えば、相続に伴い土地を売却するにあたり、買主との調整がつかなかったためとか。 市は買主の方にもなにかしているものか。
事務局	買主は第3者という立場であり、一般の方と同程度の説明までで、あくまで所有者を通しての説明やお願いとしており、またこちらとしてもどこまで事情を記載しても良いものかと悩んだところもございます。 こういったケースが劇的に増えているわけではありませんが、育成場所が市街地と郊外では条件も異なってきますので、代替わりでどうしても解除したいという問い合わせがいくらかは出てきています。
D委員	相続の話が出たが、本人の意思、同意を持って指定するわけですが、相続になったときに本人の意思は承継しないわけであり、市は継続して指定して良いかの確認はしていないのでしょうか。
事務局	代替わりの確認は特にしていないが、今までのケースでは承知してもらっており、代替わりしたので私が新たな所有者ですという方ばかりです。
高田部会長	今日のこの場でどこまで話し合うかというのは時間を決めないと難しい中で、今回5つの事例、解除の申請があって、最終的にはそれについて審議して妥当か否かの判断になると思います。 ただ、今の議論は本当に今後大事な議論になってくると思うので、話を指定解除が妥当か否かに戻しますが、今後こういう事例、手続き的に保存樹に対してどういう取扱いが必要になるのかとか、今の取扱いだけでいい

	<p>のかというのは、おそらくこの部会で今話し合うのはなかなか難しいが、どこかの機会やらなければいけないことだろうと2人の意見を聞いていて思う。皆さん、いかがですか。</p> <p>もしご議論がないようでしたら、ここまでとしてここでこういう議論があったということ、部会長として、皆さんのご意見として、今後の取扱いの検討を要するという議論があったことをしっかりと残していただきたい。</p> <p>それではこの5つの事例に話を戻したい。このそれぞれのケースに対して、ご質問とかご意見ございますか。</p>
B委員	<p>この5件とも現地に行って、どういう条件の中でこういう事となっているのか今後の勉強のためにも見させていただいた。</p> <p>結果は現行の保存樹制度の中では妥当だと感じました。</p> <p>理由として、No.1のケヤキは非常に立派ではあったが確かに危険度が高いと感じました。ただし、原因として必ずしも腐朽ではなく、木に亀裂が入っていて折損による可能性があるという具体的な状況が見受けられました。</p> <p>それから、現状10本となっているが、8本しか確認出来ませんでしたので、再確認する必要があるかと思います。</p> <p>No.2のイチイは枯死しているかということ、大きな枝の2本は生きているかと思います。しかし樹形は崩壊しており、貴重という指定別の枠組みからは確かに外れてくるかと思います。</p> <p>No.3のシダレザクラは管理がもう出来ないのではないかと。現在の枯れ状況に加え、今後の管理は難しく、まさに危害を及ぼすおそれが生じている危険な状態だと思います。</p> <p>No.4のアカマツは隣地境界付近にあり、隣地側の上空すべてを切除するしかなかった状態で樹形崩壊をおこしており、解除の方向でやむを得ないと思います。</p> <p>No.5のクロマツについては誠に残念です。</p>
高田部会長	<p>何点か質問も入っていましたが、10本のうち2本足りないということですが、これはどうですか。</p> <p>これは指定解除にはなってないですね。</p>
事務局	はい、そうです。
B委員	<p>切り株も探したのですが見つかりませんでした。</p> <p>なにか現行の制度の中で、継承されてきたものを、もう一回どこかの機会を確認する必要があると感じました。</p>
高田部会長	あとNo.2は枯死ではなく、部分的には生きていますよということですが。
B委員	樹形崩壊という意味では枯死に近いものですし、仮に枯損部分を撤去したとしても、大きな切り株が殆どという状態になってしまいますね。
事務局	指定の段階では美観上特に優れているものとなっており、解除案件については殆どが美観上という要件にもそぐわないものです。
E委員	私も3件を見てきましたが、B委員と同じような印象を受けます。特に明德のシダレザクラは危険だと思います。
C委員	<p>写真を見ると、配電線類に掛かっているようにも見える。</p> <p>当然接触すれば支障木というかたちで枝払い等するわけですが、その場面において、保存樹の場合もそういった枝払い等において所有者と市との調整はあるものですか。</p>

事務局	<p>主に電力線になるとは思いますが、ここ数年では問い合わせはありません。</p> <p>条項でも、剪定等の通常の管理行為又は軽易な行為は許可不要となっております。樹形が変わるような強剪定については、手続きしていただいております。</p>
高田部会長	<p>その場合の費用は所有者ですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p> <p>ただし、場合によっては公園でも、例えば電力側で危険だということで負担して作業する場合があります。</p> <p>電力等は樹木の所有者に対しては切ってもいいですかという相談はすると思いますが、その所有者がここでいう保存樹の制限の行為にあたるかどうかをこちらに相談いただいた案件はないということになります。</p> <p>本来であれば事業者なり所有者から相談を受けて、軽易な行為にあたるかどうかの判断が必要なものなのでしょうが、相談がない状況ですので、もっと所有者への制度の周知が必要なのかもしれません。</p>
E委員	<p>昭和の保存樹制度制定当初は時代の勢いとしてあったので、みんな率先して保存樹を頑張った経緯があると思う。平成になってからは数えるくらいしかない。</p> <p>その時代から今の状態になって、もう少し中身をこの次の何かの機会で整理すると思いますが、もう一回その保存樹の義務をどう行政としてバックアップ出来るのか、その辺りを整理しておかないと殆ど同じ議論になってしまう。</p> <p>殆どの持ち主は代替わりしていて、本来の最初の頃の趣旨、そういうのが過去のものとして忘れ去られているというのが事実だと思う。それを再確認できるのかどうか。この次、是非お願いしたい。</p>
高田部会長	<p>言い方を変えると、今回こういう事例が挙がってきたのは今後しっかり見直していく良いきっかけかもしれない。</p> <p>売るか売らないかは持ち主の事情であり、買主の事情の前に、ここを売るんだということが起こっているという気がしますし、それがやはりこの後もっと起きてくると思います。</p> <p>E委員が言われたとおり、いいきっかけとして、もう少し議論をしっかりして、取扱等保存樹に対してもう少し、今の時代に合っているような新しいかたちに変えていかなければならないのかと思います。</p> <p>これがこの部会のタスクではないと思いますが、そのタスクはどこでなるのでしょうか。</p>
E委員	<p>この専門部会は解除だけのということではないでしょう。</p> <p>そういう意味で本来の話なのかと。</p>
高田部会長	<p>当然解除に伴って出てきている内容ですから、我々この部会で扱っていけないということではないと思いますが、ただその内容をどこでオーソライズするのかとか全体で考えていただいた上で、議論をしてということになると思います。</p>
事務局	<p>今回の代替わりの件は最近の問題点を捉えているなど認識しています。</p> <p>まず代替わりして保存樹について受け継いでいなかったり、また子供たちが離れていってそこに保存樹が残ってしまうというのがだんだん出てくるだろうと思います。</p> <p>また、樹形についてもご意見がありましたが、最近では隣家にはみ出した部分を枝打ちするという事で樹形が保てないというケースも多く出てきています。</p>

	<p>樹形を保つための強剪定への補助とか、そういった所も含めて問題点に対応できるように、今後は制度を変えていくなど検討しなければと思います。こういった案件が増えてくると思われまして、内規を作って整理していくとかも含めて検討していきたい。</p>
高田部会長	<p>元々お願いベースなのかもしれませんが、法令の効力、踏み込む踏み込めないの限界をよく見定めて、この保存樹制度、条例の精神をしっかりと残してほしい。</p>
D委員	<p>議案の2ページでシダレザクラがイバラ科となっていますが、バラ科の誤記ではないでしょうか。台帳がこうなっているのですか。</p>
事務局	<p>当初台帳の誤記ですので、修正いたします。</p>
D委員	<p>E委員と似た話となるが、条例の趣旨だとか経緯だとか、市が何を市民へお願いするのかなどを啓発するためのリーフレット、ポスター等は作っていますか。</p> <p>保存樹という制度をご存じですかとか経緯が簡単に分かるものや標語がついてとか柔らかいイメージのもので説明しないと、法令根拠を見せられてもそんなのは市の都合でしょとなってしまうと思います。</p>
事務局	<p>いいえ、ありません。</p>
高田部会長	<p>リーフレットを作るに際して議論をある程度しておいて、これは検討をし続けるということではなく、できるだけ早く検討して、その内容を広く公示するための含みでそのリーフレット等を使っていくと。</p> <p>ただし、現状で所有者に対してこれをやると逆効果になる場合もあるかもしれないし、またしっかりと標柱が立っていれば、うちには保存樹があるんだよねとなるかもしれない。</p>
D委員	<p>保存樹を守っていくような市民団体等があれば良いのですが、ないんですよ。</p>
B委員	<p>今の保存樹指定の枠組みは市の緑化行政から生まれているもので、文化財としての側面が少し弱い。</p> <p>県の文化財指定の樹木もあったとは思いますが、市の方での文化財指定とか、そういったかたちでより貴重な樹木には現行制度に加えてというものもあるのではないかと。</p> <p>白山神社のものは非常に存在感があり、子供たちがおそれ、畏怖を感じる位の存在感。一般的な樹木への敬愛以上に、私たちに色々なものを感じさせてくれる。</p> <p>私たちはどうしても現行の時間帯の中で需要に答えざるをえない中で、行政とかまたほかのところで300年400年の木に向き合った時には、やはりもっと別の視点が必要ではないか。未来へ恥ずかしくない制度が必要かと思えます。</p>
高田部会長	<p>それでは委員のみなさま、いままでの議論を踏まえた上で、本専門部会の意見としては、この「保存樹の指定の解除は妥当である。」としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(了承)</p>
高田部会長	<p>それでは、その旨を審議会会長に報告いたします。</p> <p>議事については以上です。</p> <p>会議の進行を事務局へお返しします。</p> <p>委員のみなさま、ご協力ありがとうございました。</p>



事務局	高田部会長、議事の進行ありがとうございました。 それでは、次に次第5のその他であります。 事務局より、報告がありますので、説明させていただきます。
事務局	(その他として、保存樹の指定の解除(報告)を説明)
高田部会長	ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
A委員	今のは申請なくても解除したという報告でしょうか。
事務局	審議を諮った上での解除というかたちではなくて、災害ですとか緊急的なやむを得ない事情で伐採させていただいたものであり、そのようなものの報告です。
高田部会長	今の上から4件は今年度とか昨年度とかということ、5番と6番は伐採時期がちょっと分からないということですね。
事務局	今年度直近のものが1番、2番は29年度に伐採しまして本数減の手続きまではしていない状況です。 こういった状況ですというのを審議会に報告させていただいてから、正式に告示で本数の確定だとかをさせていただくものです。
D委員	用語の確認ですけど、No.1から3までは本数が減るだけのものだがこれでも解除か。登録内容の変更という方が適切と思うが、この条例の用語では解除ということか。
事務局	はい、そうです。
高田部会長	資料4での例えばですが、No.1指定番号2番のクロマツが1本失われているので、6本と記載されるのか。それとも7本のままなのか。
事務局	本数減として台帳上は6本となります。
高田部会長	今回のように減ってくる場合、情報とかデータの管理方法を少し考えていただきたい。 この報告では伐採前の写真が無いわけで、先に議論した議案には伐採前の写真が付いており、何らかの形で指定と解除はセットとして、写真等でしっかりとした情報を残していただくようなことがこの先のために良いと思います。 もちろん今回これは報告ですので構わないのですが、ここにありましたでも良いですし、この保存樹の制度として大切なことだと思います。 B委員の述べた例えとして文化財というか、秋田市が持っている文化的な財としての意味を、これは無くなってしまったからおしまいという話でもないでしょうから、電子データ等で記録をしっかりとしていただくことが私の希望です。
A委員	大学のナショナルトラスト運動で数年前に河辺の市庁舎の所に羽州街道の看板を設置したのですが、その時に丁度松の木がある敷地があり、非常にその街道の奥ゆかしさがあるなど。 そこに所有者の許可を得て立てさせていただいたのですが、その街道の松が知らないうちに伐採されており、これはこの中には入っていませんか。
事務局	保存樹の指定がされているかどうかにつきましては、河辺地区と雄和地区については合併される前には制度がなく、合併後に申請があればもちろん受けて審査することになるのですがその申請もない状態で、申し訳ありませんが河辺庁舎のマツについては把握しておりません。 保存樹とは別の天然記念物系のものはいくらかあったとは思いますが。

A委員	<p>余談になりますが、学生たちは緑のことにに関して意外と知らなくて、当然これくらいあるものだと思っているのですが、全国平均の2倍の公園があるのが秋田市だよというような話をすると、非常に目を輝かせて自分で調べたりし始める。</p> <p>そういう啓発というか、D委員や部会長が述べたことをこれからルール展開していただくと大変助かるなと思います。</p>
D委員	<p>資料4の確認ですが、個々の指定対象が指定時に何本で、何年の手続きで何本になりましたとか、たどれるようになってるんですね。</p>
事務局	<p>大きく変動しているものはありませんが、たどれるかたちにはなっております。</p>
高田部会長	<p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして本日予定しておりました事項はすべて終了いたしました。</p>
司会	<p>委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、本日の都市緑化推進専門部会を終了させていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>